

## 第1部 総合的な子育て支援・少子化対策



# 1 計画策定にあたって

## (1) 趣旨・背景

山形県では、本県に生まれ、育つすべての子どもが健やかに心豊かに成長するとともに、誰もが「子育てするなら山形県」と実感できる社会を実現することを目指して、平成22年に制定した「山形県子育て基本条例」の考え方を踏まえ、同年、「やまがた子育て応援プラン」（山形県次世代育成支援行動計画後期計画）を策定し、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、依然として出生数の減少が続くなど、少子化の流れに歯止めがかからない現状にあります。結婚や妊娠、出産は個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されることは言うまでもありませんが、一方で、少子化の進行による社会生活への深刻な影響も見込まれる状況にあります。

また、県外への転出者数は、高校卒業の時期である18～19歳と大学等を卒業する時期の22～23歳が多くなっており、18～26歳では転出者数が転入者数を上回り若者の県外流出が続いております。

これら本県における人口減少は、若年労働力の減少等による社会活力の低下や、年金などの社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、社会生活サービスの低下などをもたらすことが懸念されます。

人口減少・少子化の要因としては、出会いの少なさや結婚観・家庭観の変化等に起因する未婚化・晩婚化の進行、経済的負担の増大や核家族化の進展による子育ての不安感・負担感の増大、さらには非正規雇用の増加などによる雇用環境の変化や若者の就業の場の不足などがあげられます。

このような少子化を伴う人口減少について、民間の有識者で構成する日本創成会議が昨年5月に行った提言では、全国の自治体の半分が将来消滅する可能性があるとの試算を行い、本県においても35市町村のうち、28市町村（8割）が消滅可能性都市(※)と推計されました。本県では、このような危機的状況を踏まえ、部局横断による総合的な対策を推進する「人口減少対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、幅広い観点から効果的な人口減少対策に結び付けられるよう取組みを進めてまいりました。政府においても克服すべき国家的課題と位置付け、国と地方が総力を挙げて取り組む必要がある課題として、「まち・ひと・しごと総合戦略」の中で「長期ビジョン」や「総合戦略」が策定されています。

本県においても、地域社会の根幹を揺るがす大きな危機であるとの認識の下、「人口減少対策プロジェクトチーム」による検討の成果を活かしながら取組みを一層強化していく必要があり、目指す社会を掲げ、具体的な施策を強力に推進していく指針として、新たな「やまがた子育て応援プラン」を策定するものです。

### ※ 消滅可能性都市

2010年（平成22年）から2040年（平成52年）までの間に、「20～39歳の女性人口」が、50%以下に減少する自治体

## (2) 計画の性格

「やまがた子育て応援プラン」は次の3つの法令等に基づき策定する計画です。

- 次世代育成支援対策推進法(※) (平成15年法律第120号)に基づく山形県の行動計画です。
- 子ども・子育て支援法(※) (平成24年法律第65号)に基づく県子ども・子育て支援事業支援計画です。
- 山形県子育て基本条例(平成22年3月県条例第4号)に基づき、第3次山形県総合発展計画(※)を上位計画として、「子育て支援・少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に策定する計画です。
- さらに、「山形県子ども・若者ビジョン」(※)、「第6次山形県教育振興計画」(※)など関係計画と連携した計画とします。

### ※ 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るために平成15年7月に制定された法律。国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を推進するための措置を講ずるもの。

### ※ 子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の措置を講ずるもの。

### ※ 第3次山形県総合発展計画

県づくりの指針となる本県の総合計画。平成22年3月策定。

### ※ 山形県子ども・若者ビジョン

子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画及び山形県青少年健全育成条例に規定する青少年の健全な育成に関する基本計画。

### ※ 第6次山形県教育振興計画

本県教育の目指すべき姿と、中期的に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の方向性と具体的な取り組みをまとめたもの。教育基本法に基づく「地方公共団体における教育振興基本計画」として位置付け。

## (3) 計画期間

- 平成27年度から31年度までの5ヵ年計画です。
- 計画期間内であっても、今後の社会情勢の変化に伴い、適切な計画の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。